証券コード　３２２３
平成27年６月12日

株　主　各　位

東京都渋谷区桜丘町22番14号
株式会社エスエルディー
代表取締役　青　野　　玄

第１２回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月26日（金曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月29日（月曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都渋谷区鉢山町13番12号 ミズレイコビル地下１階
代官山ＬＯＯＰ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第12期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　取締役および監査役の報酬額改定の件
第４号議案　ストック・オプション（新株予約権）を発行する件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます様、お願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（ http://www.sld-inc.com ）に掲載させて頂きます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政権交代後の経済政策・金融緩和政策等を背景に、企業収益や雇用環境において緩やかな回復基調で推移致しました。

しかしながら、個人消費面の動向においては、平成26年４月の消費税増税における影響に加え、円安傾向に伴う生活必需品等の価格帯の高止まり等、消費マインドにおいては足踏みの状況下にあります。

また、当社の属する外食産業におきましても、円安に伴う食材価格の高騰や、消費者の節約志向の高まり等を受け、依然予断を許さぬ状況が続いております。

このような状況下において、当社は「日常を、より楽しく。－To Entertain People－」のビジョンのもと、「楽しみに溢れた豊かなライフスタイルをより多くの人々に提案する」のミッションを掲げ、「飲食サービス」及び「コンテンツ企画サービス」を主軸とするカルチャーコンテンツ提供事業に取り組んで参りました。

「飲食サービス」における当事業年度の概況と致しましては、既存エリアにおけるドミナント強化及び既存ブランドの認知度向上を目的として、関東（東京都）に２店舗、東北（宮城県）に１店舗、近畿（大阪府）に１店舗の出店を実施、また、新エリアにおける出店による商圏の拡大、新たな顧客層の獲得を目的として、九州（福岡県）に３店舗、東海（愛知県）に１店舗の合計８店舗の出店を実施致しました。

「コンテンツ企画サービス」における当事業年度の概況と致しましては、横浜みなとみらい21地区の代表的な観光施設となっている横浜赤レンガ倉庫において開催された夏期イベント『Red Brick Resort』における飲食ブースの出店運営や、当期で９回目をむかえました自社主催の野外音楽イベント『夏びらき』を、埼玉県所沢市及び大阪府豊中市の２か所において開催する等、様々なイベント運営を通じた「音楽」「アート」「食」のカル

チャーコンテンツの企画・提供を一般消費者に向け実施して参りました。また、顧客企業様向けコンテンツの企画においては、業務提携契約を締結しております株式会社パルコより、同社商業施設のフロア全面リニューアル案件を受託、デザイン、コンセプトからテナント選定までを手掛け、アート、カルチャー、エンタテインメント、ブックを融合させた複合フロア『タマリバ６　-TENJIN BASE-』を福岡パルコ６階にオープン致しました。さらには、全国農業協同組合連合会が推進する『みのりみのるプロジェクト』へ参画し、『みのりカフェ福岡天神店』の店舗プロデュース及び運営業務を受託する等、アライアンスパートナー企業との実績も順調に推移して参りました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高4,527百万円（前期比16.2%増）となり、営業利益は203百万円（同54.8%増）、経常利益204百万円（同37.1%増）、当期純利益は116百万円（同22.7%増）となりました。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、財務体質の強化、内部留保の拡充等を総合的に勘案し、無配とさせて頂きたく存じます。

②設備投資の状況

当事業年度中において実施致しました設備投資等総額は188百万円であり、その主なものは、建物及び建物付属設備となり、その総額は137百万円であります。

③資金調達の状況

当事業年度中において、直営店舗の新規出店等の所要資金として、金融機関より長期借入金として171百万円の調達を実施致しております。

また、翌事業年度における新規出店の為の設備資金への充当を目的とし、新株予約権の行使により13百万円、公募増資により227百万円、第三者割当増資により57百万円、総額298百万円の資金調達を行いました。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第９期 (平成24年３月期)	第10期 (平成25年３月期)	第11期 (平成26年３月期)	第12期 (当事業年度) (平成27年３月期)
売　上　高 (百万円)	2,150	2,966	3,895	4,527
経 常 利 益 (百万円)	97	168	148	204
当期純利益 (百万円)	76	44	94	116
１株当たり 当期純利益(円)	86.25	49.60	98.31	106.40
総　資　産 (百万円)	1,110	1,528	1,529	2,034
純　資　産 (百万円)	301	357	501	916
１株当たり 純資産額(円)	338.71	388.37	475.86	708.84

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成25年10月31日付で普通株式１株について100株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割が第９期の期首に行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第３回新株予約権の平成26年８月26日付権利行使により、発行済株式の総数は50,000株増加しております。
4. 平成27年３月18日を払込期日とする公募増資により、発行済株式の総数は150,000株増加しております。
5. 平成27年３月26日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式の総数は37,900株増加しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の属する飲食業界におきまして、昨今の競合環境の激化や顧客ニーズの多様化は目まぐるしく、今後もかかるトレンドは引き続き続く傾向にあるものと認識しております。

このような厳しい外部環境下におきまして、当社は、「日常を、より楽しく。 - To Entertain People - 」というビジョンを掲げ、「音楽」、「アート」、「食」等をはじめとする様々なカルチャーコンテンツを企画・融合させ、「楽しみに溢れた豊かなライフスタイルをより多くの人々に提案する」というミッションの下、スペース運用事業及びコンテンツ企画事業を積極展開し、より一層の事業拡大を目指し、もって当社企業価値の最大化を図って参ります。

上記の実現に向け、当社は、以下のような課題に取り組んでいく方針であります。

①新コンテンツの開発について

当社は、「音楽」、「アート」、「食」等をはじめとする様々なカルチャーコンテンツを企画・融合させ、一般消費者及び顧客企業へ提供する点に強みを有しておりますが、一般消費者及び顧客企業の顕在的または潜在的ニーズも日々変化をし続けるため、常に一般消費者及び顧客企業にとって有益な価値を提供するべく、コンテンツ企画力及び提供力の強化を図って参ります。

②顧客企業数の拡大について

当社は、高い収益成長率及びブランディング強化を維持するため、定期的に、かつ、良質な企画案件に係る取引が期待される顧客企業の拡大が重要と考えております。アライアンスパートナー各企業をはじめとして、今後もかかる顧客企業の開拓に取り組んで参ります。

③既存事業の高収益体質化、新たな収益源の確保について

当社の今後の成長・事業拡大には、既存事業の高収益化によるキャッシュ・フローの増大が不可欠であると考えております。ブランディング及びマーケティング強化による集客力向上、店舗・人材等への投資による投資効果最大化に積極的に取り組むことで、各店舗の収益構造を改善し、高収益体質化を図って参ります。

④衛生管理体制の強化・徹底について

外食産業においては、食中毒事故の発生や偽装表示の問題などにより、食品の安全性に対する社会的な要請が強くなっております。当社の各店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底していると共に、定期的に本社人員による店舗監査や外部検査機関による検査と改善を行っており、今後も法改正等に対応しながらさらなる衛生管理体制の強化を行っていく方針であります。

⑤人材の育成・確保に対する課題

当社では、今後の成長・事業拡大には、人材の育成、人材の確保が必要不可欠であることから、従来からの少子化、若年層の減少により雇用対象者が減少する中で、人材の確保及び教育を経営上の重要課題であると考えております。人材の確保については、自社採用ホームページを含むアルバイト採用の強化、新卒採用の計画的な拡大、管理職を含む効率的な中途採用を継続していく方針です。また、人材の育成については、企業理念の理解の深耕、サービス力の向上、店舗マネジメント手法の修得などを目的として、アルバイトを含めた全スタッフを対象とした研修プログラムや店舗での0JT等の実施を継続していく方針であります。

⑥経営管理組織充実に対する課題

当社では、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるためにコーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みは必要不可欠であると考えております。そのため、今後の当社の業容の拡大に耐えうる経営管理組織を構築していくため、引続き内部監査体制の充実及び監査役監査並びに会計監査人による監査との連携を強化することによる三様監査の充実を図り、加えて、全従業員に対しても、継続的な教育活動を行っていく方針であります。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社は、店舗の運営等を通したカルチャーコンテンツ提供事業を行っており、具体的には以下の飲食サービス及びコンテンツ企画サービスを展開しております。

なお、当社は単一セグメントのため、各サービス別に記載しております。

【飲食サービス】

当社は、業界環境及び消費者ニーズの「変化」が起こりやすい飲食業界において、「変化」を迅速に把握し、適切に対応していく環境適応力が重要と考え、創業以来「変化」が実際に発生する「現場（店舗）」における、情報収集、企画及びサービス立案、サービス提供が、柔軟かつ主導的に行われる経営スタイル（ボトムアップ経営、現場主義経営）を実現して参りました。

当該経営スタイルの下、店舗物件の立地及び空間特性に合わせた様々なブランド（業態）の開発を行い、関東、東北、東海、近畿及び九州地域の主要都市繁華街エリアを中心に、「kawara CAFE&DINING」ブランドをはじめとするカフェダイニング業態（喫茶のみならず食事やアルコールも提供する多様性を持った飲食店業態）をメインとした飲食店舗のほか、「LOOP」ブランドによるライブハウスを直営にて展開しております。

また、当社は「お客様に常に楽しんで頂くこと」をサービスポリシーとし、カルチャーコンテンツの充実した店舗づくりを行っております。

当社の店舗の主な特徴は次のとおりです。

①音楽（BGM）

店舗における音楽（BGM）については、お客様の楽しさ及び快適さに主眼をおき、当社の音楽レーベルにて企画制作されたCDや、ライブハウス担当部署により配信された推奨音源等を基に、季節や時間帯、曜日をはじめとする様々な営業条件に応じて選曲を行っております。

②アート

(a)内装

店舗の内装については、お客様の楽しさ及び快適さに主眼をおいたきめ細やかな対応ができるように、原則として設計を内製化した上で、店舗物件、エリア、立地及び顧客特性等の個別の状況に合わせたカスタマイズを実現しております。また、特に新店舗出店時のイベントとして、ペインターによるウォールアート（店舗壁画）の制作パフォーマンスを実

演するなど、居心地の良さのみならず、斬新なカルチャーコンテンツを提供しております。

(b)家具

店舗の家具については、お客様の使い心地の良さ及びファッション性を実現するために、原則として当社でデザインした質及びコスト共に適正な製品を使用しております。

③食（メニュー）

店舗において提供されるメニューについては、日常的に「現場（店舗）」において情報収集しているお客様のニーズが十分反映できるように、「現場（店舗）」参加型のメニュー開発を行っております。

季節毎に行われるメニューのリニューアルにおいて、本部主導では無く「現場（店舗）」の意見を取り入れ開発されたメニューの加除がなされることにより、お客様のニーズや、季節感に即したメニューの提供を実現、メニューラインナップの陳腐化を回避しております。

【コンテンツ企画サービス】

当社は飲食サービスの他、直営店舗の出店を伴わないイベント企画等や店舗プロデュースサービスを行っております。

本サービスの主な内容は次のとおりであります。

①イベント

東京・大阪近郊での野外音楽イベント「夏びらき」等、時間的または時期的な使用制約のある会場等の空間において、その最大効率化を図るべく、さまざまなイベント（自社主催及び他社主催）を企画し、提供しております。

②プロデュース

集客性及び顧客回遊性等の向上を図る各種商業施設及び小売店舗等からの依頼により、当該施設等内へのカフェ店舗の出店及び運営等に係るコンサルティング業務を受託し、さまざまな業態を開発し、提供しております。

(6) 主要な営業所等（平成27年３月31日現在）

名称	所在地	
本社	東京都渋谷区	
店舗（55店）	宮城県	3店
	埼玉県	1店
	千葉県	1店
	東京都	36店
	神奈川県	6店
	静岡県	1店
	愛知県	1店
	大阪府	2店
	兵庫県	1店
	福岡県	3店

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

使用人数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
233（603）	43	28.5	2.3

（注）使用人数は就業員（正社員）数であります。なお、アルバイト、パート社員等の人員数は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、平均年齢、平均勤続年数は、就業員（正社員）より算出しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	172百万円
株式会社三井住友銀行	94百万円
株式会社あおぞら銀行	76百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　2,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　1,292,280株

（注）1. 第３回新株予約権の平成26年８月26日付権利行使により、発行済株式の総数は50,000株増加しております。
2. 平成27年３月18日を払込期日とする公募増資により、発行済株式の総数は150,000株増加しております。
3. 平成27年３月26日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式の総数は37,900株増加しております。

(3) 株主数　　1,247名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
青野　玄	544,000株	42.09%
麒麟麦酒株式会社	60,000株	4.64%
全国農業協同組合連合会	50,000株	3.86%
ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合	46,180株	3.57%
株式会社パルコ	36,300株	2.80%
SB･A外食育成投資事業有限責任組合	35,000株	2.70%
丸山　佑樹	32,000株	2.47%
高橋　正彦	32,000株	2.47%
福森　章太郎	32,000株	2.47%
松井証券株式会社	28,900株	2.23%

（注）当社は、自己株式は所有しておりません。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		平成21年７月23日	平成23年12月21日
新株予約権の数		300個	750個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　30,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　75,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権１個当たり １円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 39,000円 （１株当たり　390円）	新株予約権１個当たり 26,000円 （１株当たり　260円）
権利行使期間		平成21年10月１日から 平成31年９月30日まで	平成23年12月31日から 平成33年11月30日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　10,000株 保有者数　2名	新株予約権の数　750個 目的となる株式数　75,000株 保有者数　1名
	社外取締役	―	―
	監査役	新株予約権の数　200個 目的となる株式数　20,000株 保有者数　1名	―

（注）１．①新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
②新株予約権者が死亡した場合、相続人が募集新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から１年を経過する日までの期間に限り、募集新株予約権を行使することができる。また、相続人死亡による再相続は認めない。
③上記①及び②それぞれに規定する期間が満了した場合には、その満了日の翌日から、新株予約権者は募集新株予約権を行使することができなくなるものとする。
２．①新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
②新株予約権者が死亡した場合、相続人が募集新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から１年を経過する日までの期間に限り、募集新株予約権を行使することができる。また、相続人死亡による再相続は認めない。
③上記①及び②それぞれに規定する条件に該当しなくなった場合には、その当該日の翌日から、新株予約権者は募集新株予約権を行使することができなくなるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役ＣＥＯ	青　野　　玄	
取締役ＣＦＯ	伴　　直　樹	経営企画部　部長
取　締　役	丸　山　　佑　樹	第１営業本部　本部長
取　締　役	馬　場　　道　久	ブランディング推進室　室長
取　締　役	木　村　　忠　昭	株式会社アドライト　代表取締役 株式会社じげん　監査役 株式会社ユーグレナ　取締役 株式会社クラウドワークス　監査役
取　締　役	近　藤　　彰　男	
常勤監査役	木　下　　一	
監　査　役	松　本　　真　輔	中村・角田・松本法律事務所 パートナー弁護士 日本オープンエンド不動産投資法人 監督役員 早稲田大学大学院法務研究科 教授
監　査　役	古　屋　　尚　樹	ユナイテッド・アドバイザーズ税理士法人　代表社員

（注）１．取締役木村忠昭氏及び近藤彰男氏は、社外取締役であります。
２．監査役木下一氏及び松本真輔氏は、社外監査役であります。
３．取締役木村忠昭氏及び監査役古屋尚樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役松本真輔氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
５．平成26年６月30日開催の第11回定時株主総会において、馬場道久氏及び近藤彰男氏が取締役に新たに選任され、それぞれ就任致しました。
６．当社は、取締役木村忠昭氏及び近藤彰男氏、監査役木下一氏及び松本真輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．平成27年４月１日付にて、次のとおり取締役の担当を変更しております。

氏　名	地位・役職及び担当（新）	地位・役職及び担当（旧）
丸山　佑樹	営業本部　本部長	第1営業本部　本部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (2名)	71,400千円 (3,300千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	6,000千円 (4,800千円)
合計 （うち社外役員）	10名 (4名)	77,400千円 (8,100千円)

（注）１．上記には、平成26年６月30日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成23年６月24日開催の第８回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成23年６月24日開催の第８回定時株主総会において年額10百万円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役木村忠昭氏は、株式会社アドライト代表取締役、株式会社じげん監査役、株式会社ユーグレナ取締役、並びに株式会社クラウドワークス監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外監査役松本真輔氏は、中村・角田・松本法律事務所パートナー弁護士、日本オープンエンド不動産投資法人監督役員、並びに早稲田大学大学院法務研究科教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役 木 村 忠 昭	当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席致しました。主に公認会計士としての専門的見地からの意見を述べる等、取締役会の意思決定における妥当性・適正性を確保する為の助言・提言を行っております。
取締役 近 藤 彰 男	平成26年６月30日の取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席致しました。議場において、長年の会社経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 木 下 一	当事業年度開催の取締役会21回、同監査役会18回の全てに出席し、常勤監査役として必要な助言・提言を適宜行っております。また、長年の事業会社における重職を歴任してきた経験・実績から、取締役や幹部社員の職務執行状況を日々確認しております。
監査役 松 本 真 輔	当事業年度開催の取締役会21回、同監査役会18回の全てに出席致しました。両会議共に、主に弁護士としての専門的見地からの意見を述べる等、必要な助言・提言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役である木村忠昭氏及び近藤彰男氏、社外監査役である木下一氏及び松本真輔氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、監査人から引受事務幹事会社への書簡の作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人の解任を決定致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、当該解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び当該解任の理由を報告致します。

また、監査役会は、会計監査人において会計監査の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出致します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、この基本方針に基づく体制の整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じる他、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある体制の整備・運用に努めて参ります。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 全ての役員及び従業員に、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任の達成のため、「取締役会規程」その他関連社内規程を整備の上、その周知徹底を図る。

(2) 監査役は、内部監査担当者と連携して取締役の職務執行の法令及び定款への適合性について監査を行い、必要に応じて取締役会で意見を述べる。

(3) 内部監査担当者は、監査役と連携してコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

(4) 当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行うと共に、業務執行の監督を行う。

(2)取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。

(2)監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(1)取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。

(2)監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1)監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2)監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場を設けると共に、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。

(2)監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

(注)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年４月15日開催の当社取締役会の決議により、その内容を一部改定しており、上記は当該改定後のものです。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**951,158**	**流動負債**	**661,460**
現金及び預金	676,613	買掛金	101,398
売掛金	144,433	短期借入金	10,000
原材料及び貯蔵品	30,346	1年内返済予定の長期借入金	150,255
前払費用	55,190	1年内償還予定の社債	18,000
繰延税金資産	11,516	未払金	63,091
1年内回収予定の差入保証金	12,525	未払費用	162,722
その他	20,532	前受収益	3,384
固定資産	**1,081,756**	未払法人税等	57,829
有形固定資産	**573,512**	未払消費税等	80,574
建物	485,328	資産除去債務	3,381
工具、器具及び備品	83,453	その他	10,822
建設仮勘定	4,729	**固定負債**	**456,777**
無形固定資産	**2,227**	社債	36,000
ソフトウエア	2,206	長期借入金	317,006
その他	21	資産除去債務	103,771
投資その他の資産	**506,017**		
長期前払費用	9,876	**負債合計**	**1,118,237**
繰延税金資産	26,650	（純資産の部）	
敷金及び保証金	469,269	**株主資本**	**916,014**
その他	220	**資本金**	**269,237**
繰延資産	**1,337**	**資本剰余金**	**253,237**
社債発行費	1,337	資本準備金	253,237
		利益剰余金	**393,540**
		その他利益剰余金	393,540
		繰越利益剰余金	393,540
		新株予約権	**0**
		純資産合計	**916,015**
資産合計	**2,034,253**	**負債純資産合計**	**2,034,253**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,527,926**
売上原価		**3,813,951**
売上総利益		**713,975**
販売費及び一般管理費		**510,344**
営業利益		**203,630**
営業外収益		
受取利息	143	
協賛金収入	25,965	
その他	4,440	30,550
営業外費用		
支払利息	8,401	
社債利息	290	
社債発行費償却	458	
株式交付費	3,975	
株式公開費用	12,762	
その他	4,162	30,051
経常利益		**204,129**
特別損失		
資産除去債務履行差額	14,118	14,118
税引前当期純利益		**190,010**
法人税、住民税及び事業税	72,953	
法人税等調整額	1,011	73,964
当期純利益		**116,046**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	120,120	104,120	104,120	277,493	277,493	501,735	1	501,736
当期変動額								
新株の発行	149,116	149,116	149,116			298,232		298,232
当期純利益				116,046	116,046	116,046		116,046
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							△0	△0
当期変動額合計	149,116	149,116	149,116	116,046	116,046	414,279	△0	414,278
当期末残高	269,237	253,237	253,237	393,540	393,540	916,014	0	916,015

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

・原材料、貯蔵品	最終仕入原価法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　３年～15年 工具、器具及び備品　３年～10年 なお、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却しております。
② 無形固定資産	
・自社利用のソフトウエア	社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③ 長期前払費用	定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費	株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。
② 社債発行費	社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計上の見積りの変更に関する注記

耐用年数の変更

当社は平成27年３月２日開催の取締役会において、本社移転を決議いたしました。これにより、移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

また、移転前の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務についても、償却に係る合理的な期間を短縮し、将来にわたり変更しております。

この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　440,549千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　1,292,280株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　105,000株

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に飲食サービスに係る店舗設備の投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入、社債発行、株式発行）を調達しております。

デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、短期の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、完済日は決算日後、最長５年であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

(a)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規定に従い、営業債権について、管理部門が債券残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

(C)資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、管理部門が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	676,613	676,613	－
(2) 売掛金	144,433	144,433	－
(3) 敷金及び保証金	481,794	451,075	△30,719
資産計	1,302,841	1,272,121	△30,719
(1) 買掛金	101,398	101,398	－
(2) 未払金	63,091	63,091	－
(3) 未払法人税等	57,829	57,829	－
(4) 未払消費税等	80,574	80,574	－
(5) 社債	54,000	54,021	21
(6) 長期借入金	467,261	464,818	△2,442
負債計	824,155	821,733	△2,421

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算出しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、並びに (4) 未払消費税等

これらはすべて短期間に支払期日が到来するものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、並びに(6) 長期借入金

変動金利によるものは、短期内で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

（注）２．敷金及び保証金には、１年内回収予定の差入保証金及び敷金及び保証金の合計額を記載しております。

（注）３．社債には、１年内償還予定の社債及び社債の合計額を記載しております。

（注）４．長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の合計額を記載しております。

６．税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払費用	1,645千円
未払事業税	5,713千円
資産除去債務	1,117千円
その他	3,039千円
繰延税金資産(流動）合計	11,516千円
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	15,166千円
資産除去債務	33,507千円
繰延税金資産（固定）合計	48,674千円
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務に対する除去費用	22,023千円
繰延税金負債（固定）合計	22,023千円
繰延税金資産（固定）の純額	26,650千円

(2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,688千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

７．関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	青野　玄	被所有 直接42.1%	当社代表取締役 債務被保証	当社不動産賃貸借契約の債務被保証（注）１	－	－	－
	伴　直樹	－	当社取締役	新株予約権の行使（注）２	13,000	－	－

上記の金額のうち、取引金額に消費税は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．当社は店舗不動産等の賃借に対して、主要株主兼代表取締役青野玄より債務保証を受けております。なお、保証料等の支払は行っておりません。当該被保証件数及び被保証物件の年間賃借料は以下のとおりであります。

氏名	被保証件数（平成27年3月31日）	年間対象賃借料（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）
青野　玄	33件	386,116千円

２．平成23年12月21日開催の取締役会において発行が決議された新株予約権の行使であり、取引金額については権利行使株式総数50,000株に株式の発行価格260円を乗じた金額を記載しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　708円84銭

(2) １株当たりの当期純利益　106円40銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

株式会社エスエルディー

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松野　雄一郎　印

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中塚　亨　印

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エスエルディーの平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年６月５日

株式会社エスエルディー　監査役会

常勤監査役　木　下　　一　印

社外監査役　松　本　　真　輔　印

監　査　役　古　屋　　尚　樹　印

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約（以下「責任限定契約」）を締結することができる対象者の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても新たに責任限定契約を締結することができるよう、当社定款第30条及び第41条の規定を変更するものであります。なお、定款第30条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（社外取締役との責任限定契約） 第30条　当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。	（取締役との責任限定契約） 第30条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。
（社外監査役との責任限定契約） 第41条　当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。	（監査役との責任限定契約） 第41条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	青野（あおの）　玄（たかし） （昭和55年４月８日）	平成15年４月　株式会社ジールワールドワイドジャパン（現　株式会社ジールワールドワイド）入社 平成16年８月　当社入社 平成16年11月　当社代表取締役ＣＥＯ（現任）	544,000株
2	伴（ばん）　直樹（なおき） （昭和55年６月25日）	平成16年４月　カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社　入社 平成18年９月　株式会社リサ・パートナーズ入社 平成23年１月　当社執行役 平成23年６月　当社取締役ＣＦＯ（現任）	―
3	丸山（まるやま）　佑樹（ゆうき） （昭和55年11月12日）	平成16年１月　当社入社 平成22年６月　当社事業統括本部長兼執行役 平成24年10月　当社営業推進部長 平成25年６月　当社取締役 平成26年４月　当社取締役第１営業本部本部長 平成27年４月　当社取締役営業本部 本部長（現任）	32,000株
4	※ 冨来（とみき）　美穂子（みほこ） （昭和40年６月13日）	昭和63年６月　株式会社リクルート入社 平成12年10月　朝日監査法人（現あずさ監査法人）入所 平成18年１月　ポート・ジャパン・パートナーズ株式会社入社 平成21年３月　株式会社エスクリ入社 平成22年８月　株式会社アクアキャスト入社 平成25年７月　当社入社経理部配属 平成25年10月　当社経理財務部部長（現任）	―

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	※ 田村（たむら）　祐二（ゆうじ） （昭和46年７月３日）	平成６年４月　株式会社松屋フーズ入社 平成23年４月　株式会社クオカプランニング入社 平成25年11月　当社入社営業推進部部長（現任）	―
6	近藤（こんどう）　彰男（あきお） （昭和22年２月26日）	昭和44年４月　東京芝浦電機株式会社（現株式会社東芝）入社 昭和46年２月　ソニー株式会社入社 昭和49年10月　SONY Corp of America 昭和53年４月　SONY GmbH, Group Product Manager, Audio Products 昭和60年４月　SONY France, Director 昭和62年８月　SONY UK, Divisional Director 平成10年３月　DHLジャパン株式会社取締役 平成11年11月　Japan Telecom America Inc. 代表取締役社長 平成13年９月　日本ジェムプラス株式会社代表取締役社長 平成19年１月　埼玉高速鉄道株式会社代表取締役社長 平成26年６月　当社取締役（現任）	―

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．近藤彰男氏は、社外取締役候補者であります。
４．近藤彰男氏を社外取締役候補者とした理由は、重職を歴任してきた経歴により培われた、会社経営における豊富な経験と高い見識から、当社の経営全般に対し適切な助言を行って頂くことを目的としたものであります。
５．近藤彰男氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
６．当社は、近藤彰男氏との間において、会社法第423条第１項に定める責任について、法令が規定する額を最低責任限度額とする契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は同氏との間に当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、近藤彰男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年６月24日開催の第８期定時株主総会において年額100百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬は、同じく平成23年６月24日開催の第８期定時株主総会において年額10百万円以内とご承認頂き今日に至っておりますが、経済情勢の変化その他諸般の事情等を勘案し、取締役の報酬等を年額200百万円以内（うち社外取締役分20百万円）、監査役の報酬等を年額50百万円以内と改定することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まれないものといたします。

また、当社の現在の取締役の員数は６名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「取締役６名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役は６名（うち社外取締役１名）、監査役は３名となります。

第４号議案　ストック・オプション（新株予約権）を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、取締役（社外取締役を除く。）に対する新株予約権の付与は、会社法第361条第1項の報酬に該当いたします。本議案は、本総会における第３号議案「取締役および監査役の報酬額改定の件」とは別に、当社の取締役に対し、報酬等として上記ストック・オプションとしての新株予約権を年額500万円の範囲で発行することにつき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、当社の現在の取締役の員数は６名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「取締役６名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役は６名（うち社外取締役１名）となります。

記

１．特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行することが必要な理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対し、当社業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値及び顧客満足をさらに向上させることを目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。

２．新株予約権の発行の要領

（１）新株予約権の割当対象者

当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員

（２）新株予約権の上限

30個を上限とする。このうち、当社取締役（社外取締役を除く。）に付与する新株予約権は12個、当社従業員に対しては18個を本株主総会の開催日から１年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

（３）新株予約権を行使することができる期間
平成29年７月１日から平成37年６月29日まで

（４）新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額

が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。
ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。
なお、調整後の行使価額は、１円未満の端数を切り上げる。

記

ⅰ　当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ⅱ　当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の「既発行株式数」は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に読み替えるものとする。

ⅲ　当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（７）新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

（８）新株予約権の取得条項

①以下のⅰ、ⅱ、ⅲ、ⅳ又はⅴのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

ⅰ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ⅱ 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

ⅲ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

ⅳ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ⅴ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②新株予約権者が、下記(11)①に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

（９）合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(4)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

ⅰ 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅱ 再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(6)に準じて決定する。
⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
⑧新株予約権の取得条項
上記(8)に準じて決定する。
⑨その他の新株予約権の行使の条件
下記(11)に準じて決定する。

(10) 新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他の新株予約権の行使の条件
①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。

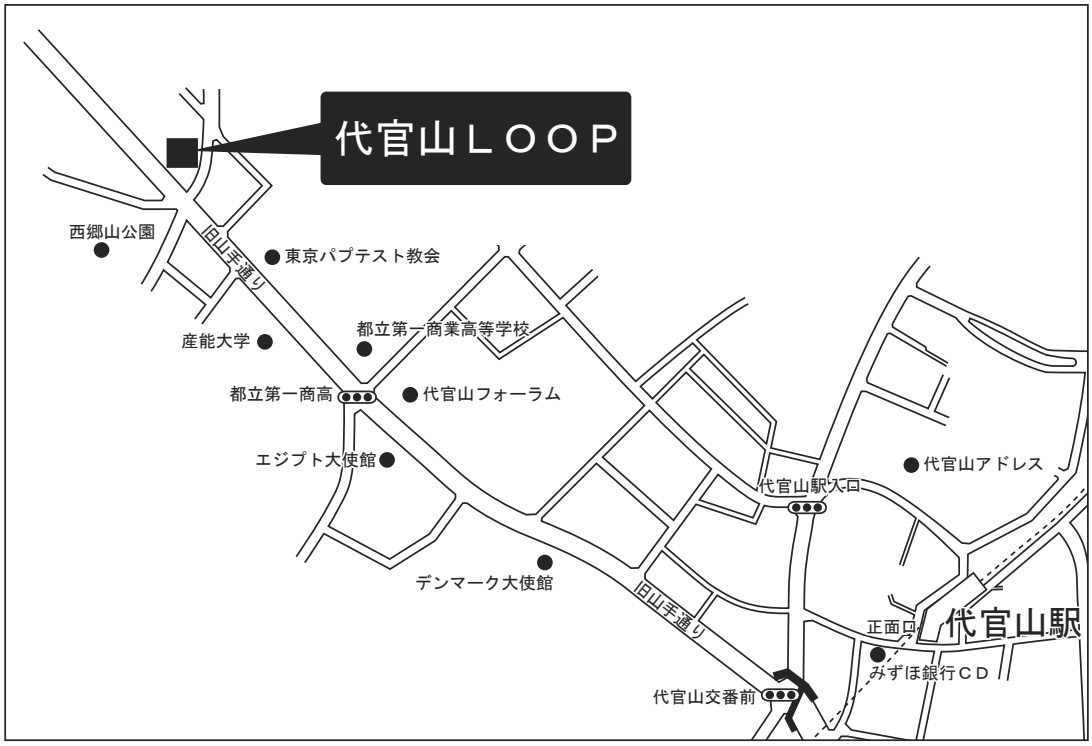
(12) 新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

(13) 取締役の報酬等の算定方法
取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個あたりの公正価額に、取締役に割り当てる新株予約権の個数である12を乗じた額となる。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都渋谷区鉢山町13番12号
ミズレイコビル地下１階　代官山ＬＯＯＰ



交通　東急東横線　代官山駅　　正面口改札より　徒歩約10分

※代官山ＬＯＯＰへの詳細なご案内を、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。併せてご参照下さいます様、お願い申し上げます。

http://www.live-loop.com/access.html